

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）を採用している。

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
周年行事引当資産	1,583,307	0	0	1,583,307
小計	1,583,307	0	0	1,583,307
合計	6,583,307	0	0	6,583,307

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	5,000,000	(0)	(5,000,000)	—
小計	5,000,000	(0)	(5,000,000)	—
特定資産				
周年行事引当資産	1,583,307	(0)	(1,583,307)	—
小計	1,583,307	(0)	(1,583,307)	—
合計	6,583,307	(0)	(6,583,307)	—

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の区分
助成金						
全法連助成金	公益財団法人 全国法人会総連合	0	5,305,700	5,305,700	0	
県連助成金	一般社団法人 山形県法人会連合会	0	250,000	250,000	0	
合計		0	5,555,700	5,555,700	0	

財務諸表の注記のうち、該当事項がないものについては、記載を省略している。
また、基本財産及び特定資産について、上記に記載しているため附属明細書を省略している。